



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年5月3日](#)に臨時会議をリモートで行った。

## 関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### 維持管理及び一貫した適用

- [IFRS for SMEs 基準の修正 — 国際的な税制改革—第2の柱モデルルール（アジェンダ・ペーパー12）](#)

### 維持管理及び一貫した適用

## IFRS for SMEs 基準の修正 — 国際的な税制改革—第2の柱モデルルール（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は、2023年5月3日に会合し、公開草案「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール」で提案した IAS 第12号「法人所得税」の修正を最終確定するという暫定的な決定（[IASB Update 2023年4月臨時を参照](#)）の後に、IFRS for SMEs 会計基準の第29章（「法人所得税」）の狭い範囲の修正について議論した。

IASB は、次のような IFRS for SMEs 基準の修正を提案することを暫定的に決定した。

- 第2の柱の法人所得税に関して、企業が繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しそれらに関する情報を開示するという当該基準の第29章における要求事項に対する一時的な例外を導入する。
- 一時的な例外を強制とする。
- 一時的な例外がどれだけの期間にわたり適用されるのかは定めない。
- 一時的な例外を適用した旨を開示することを企業に要求する。
- これらの修正を公表後直ちに当該基準の第10章（「会計方針、見積り及び誤謬」）に従って遡及適用することを企業に要求する。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、企業に次のことを要求する IFRS for SMEs 基準の修正を提案することを暫定的に決定した。

- 第2の柱の法人所得税に係る当期税金費用（収益）を区分して開示する。
- この開示要求を2023年1月1日以後開始する事業年度に適用する。

14名のIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- IFRS for SMEs 基準の29.38項における開示目的の中の「その他の事象」には、第2の柱の法制（制定又は実質的に制定されているが未発効である期間を含む）が含まれる旨を明確化する。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

- b. この明確化を IFRS for SMEs 基準の本体（結論の根拠だけでなく）に含める。  
14 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。議長が追加の議決権を行使して、8 対 7 の賛成議決とした。
- c. 第 2 の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間における新たな開示要求は導入しない。  
14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、IFRS for SMEs 基準の第 35 章（「IFRS for SMEs への移行」）の結果的修正を行うことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、IFRS for SMEs 基準の修正案の公開草案についてのコメント期間を 45 日とすることを暫定的に決定した（デュー・プロセス監督委員会による承認を条件とする）。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

14 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠し、修正の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

公開草案の公表に反対票を投じる意向を示した IASB メンバーはいなかった。

#### **次のステップ**

IASB は、公開草案を 2023 年第 2 四半期に公表する予定である。